

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

ページ

○浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則に基づく研修事務を行う者の指定

(循環型社会推進課)

一

○県営土地改良事業の換地計画に関する非農用地区域内に換地する土地の指定

指定

(農村整備課)

一

○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)

(森林整備課)

一

○建築士免許の取消し

(建築宅地課)

二

公安委員会

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

五

収用委員会

○一般国道百十三号福岡蔵本2号事件公示送達

九

告示

○宮城県告示第三百六十四号

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年宮城県規則第四十七号。以下「規則」という。)第十二条第二項の規定により、次のとおり浄化槽の保守点検の業務に関する研修事務を行う者を指定した。

令和四年五月十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 指定を受けた者の名称及び所在地

公益社団法人宮城県生活環境事業協会

仙台市宮城野区日の出町二丁目五番十五号

二 行う研修事務の範囲

規則第十二条第一項各号に掲げる事項に係るもの

三 指定年月日

令和四年五月十日

○宮城県告示第三百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三條の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業山元東部地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和四年五月十日

宮城県知事 村井嘉浩

土地の表示

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積 m ²
山元町	坂元	蛭淵	一四〇	田	田	一五二
同	同	同	一四一	田	田	二二一
同	同	同	一四二	田	田	二七四
同	同	同	一四三	田	田	二二一

○宮城県告示第三百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和四年五月十日

宮城県知事 村井嘉浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県利府町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
宮城郡利府町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宮城郡利府町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び利府町役場に備え置いて縦覧に供する。）
○宮城県告示第三百六十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
令和四年五月十日

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
黒川郡大郷町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
黒川郡大和町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
○宮城県告示第三百六十八号
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。
令和四年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和四年四月二十七日	免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
助 我妻 徳之				第二十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
			二級建築士		

日	令和四年四月二十七日	金野 己一	二級建築士	第二千八十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	京野 春治	二級建築士	第二千八十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	上部 甚助	二級建築士	第二千六十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	紺野 芳義	二級建築士	第二千六十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	雄 佐々木 久	二級建築士	第二千四十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	大友 寿平	二級建築士	第二千四十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	阿部 安藏	二級建築士	第二千三十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	小田嶋 幸 右エ門	二級建築士	第二千九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	渡辺 春藏	二級建築士	第二千四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	鈴木 長四 郎	二級建築士	第九百九十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	渡辺 直人	二級建築士	第九百八十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	松下 留松	二級建築士	第七百七十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	渡辺 昇	二級建築士	第七百八十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	太田 熊藏	二級建築士	第七百七十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	伊藤 人志	二級建築士	第七百八十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	山内 貞吉	二級建築士	第七百九十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	杉本 卯作	二級建築士	第七百七十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	吉田 七雄	二級建築士	第七百七十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	田中 恭二	二級建築士	第七百四十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	渡辺 幸三 郎	二級建築士	第七百二十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

日	令和四年四月二十七日	庄司 捷次 郎	二級建築士	第二千九十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	島山 春吉	二級建築士	第二千九十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	角田 勝見	二級建築士	第二千八百八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	高野 貞治	二級建築士	第二千二百二十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	志賀 栄吉	二級建築士	第二千四百四十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	星 一男	二級建築士	第二千五百五十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	佐藤 勝見	二級建築士	第二千七百七十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	藤田 正雄	二級建築士	第二千八百八十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	早坂 莊七	二級建築士	第二千九百九十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	赤間 正	二級建築士	第二千二百四十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	荒川 留之 進	二級建築士	第二千二百九十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	橋浦 常夫	二級建築士	第二千三百二十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	佐藤 政雄	二級建築士	第二千三百二十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	中野 栄治	二級建築士	第二千三百五十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	関根 仙吉	二級建築士	第二千三百六十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	宮東 浩	二級建築士	第二千四百十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	岩淵 永五 郎	二級建築士	第二千四百三十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	菅原 平藏	二級建築士	第二千四百五十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	菊田 喜代 治	二級建築士	第二千四百六十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
日	令和四年四月二十七日	小野寺 勝 太郎	二級建築士	第二千五百五十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

令和四年四月二十七日	金野 栄	二級建築士	第二千六百五十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年四月二十七日	島山 秀雄	二級建築士	第二千七百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年四月二十七日	上原 宇一	二級建築士	第二千七百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年四月二十七日	天野 直次	二級建築士	第二千七百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年四月二十七日	石山 義雄	二級建築士	第二千八百四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年四月二十七日	加藤 栄七	二級建築士	第二千八百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年四月二十七日	梅津 光治	二級建築士	第二千九百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年四月二十七日	伊藤 一男	二級建築士	第二千九百八十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年四月二十七日	山本 儀平	二級建築士	第三千七十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年四月二十七日	橋本 芳太	二級建築士	第三千二百三十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年四月二十七日	渡辺 末松	二級建築士	第三千二百三十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年四月二十七日	武田 常之	二級建築士	第三千七百九十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年四月二十七日	平田 盛	二級建築士	第四千五百五十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年四月二十七日	外野 軍治	二級建築士	第四千七百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年四月二十七日	金野 丹司	二級建築士	第五千八百八十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第8号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月10日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
日次中「第41条の2」を「第41条」に改める。
第29条第1項の表中

免許センター又は警察署	免 許 事 務 の 種 類
1 宮城県運転免許センター (仙台市泉区市名坂字高倉65番地)	1 法第80条第3項の規定による検査の申請の受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。）
2 宮城県警察石巻運転免許センター (東松島市赤井字南一134番地)	2 法第91条の規定による運転することができ る自動車等の種類の限定解除審査の申請の受理
3 宮城県警察古川運転免許センター (大崎市古川大宮三丁目4番30号)	3 法第91条の規定による免許の付与及び 変更の申請の受理（ただし、宮城県運転免許 センター以外で行う申請の受理は、技能審査が免 除される者に限る。）
4 宮城県警察仙南運転免許センター (柴田郡大河原町字南平3番地の1)	4 法第94条第1項の規定による免許証の記載事 項の変更の届出の受理

免許センター又は警察署	免 許 事 務 の 種 類
1 宮城県運転免許センター (仙台市泉区市名坂字高倉65番地)	1 法第80条第3項の規定による検査の申請の受 理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。）
2 宮城県警察石巻運転免許センター (東松島市赤井字南一134番地)	2 法第91条又は第91条の2第2項の規定による 運転することができ る自動車等の種類の限定解 除審査の申請の受理
3 宮城県警察古川運転免許センター (大崎市古川大宮三丁目4番30号)	3 法第91条又は第91条の2第2項の規定による 免許の付与及び変更の申請の受理（ただ し、宮城県運転免許センター以外で行う申請の 受理は、技能審査が免除される者に限る。）
4 宮城県警察仙南運転免許センター (柴田郡大河原町字南平3番地の1)	4 法第94条第1項の規定による免許証の記載事 項の変更の届出の受理

2 法第94条第1項の規定による免許証の記載事 項の変更の届出の受理
3 法第94条第2項の規定による免許証の再交付 の申請の受理
4 法第97条第1項の規定による小型特殊免許及 び原付免許の運転免許試験を受験する者の申請

	<p>の受理</p> <p>5 法第97条の2第1項第2号の規定による卒業証明書又は修了証明書を有する者に対する当該卒業証明書に係る運転免許試験又は当該修了証明書に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理</p> <p>6 法第97条の2第1項第3号の規定による特定失効者の受験の申請の受理</p> <p>7 法第97条の2第1項第4号の規定による大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理</p> <p>8 法第97条の2第1項第5号の規定による特定取消処分者の受験の申請の受理</p> <p>9 施行規則第28条に規定する運転免許試験成績証明書の交付</p> <p>10 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請及び法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請の受理</p> <p>11 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理</p> <p>12 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理</p>
--	--

を

	<p>2 法第91条の2第2項の規定による免許の条件の付与の申請の受理</p> <p>3 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>4 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理</p> <p>5 法第97条第1項の規定による小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験を受験する者の申請の受理</p> <p>6 法第97条の2第1項第2号の規定による卒業証明書又は修了証明書を有する者に対する当該卒業証明書に係る運転免許試験又は当該修了証明書に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理</p> <p>7 法第97条の2第1項第3号の規定による特定</p>
--	--

失効者の受験の申請の受理

<p>「南三陸警察署 (南三陸町志津川字沼田150番地118)」</p> <p>「南三陸警察署 (本吉郡南三陸町志津川字新井田34番地166)」</p>	<p>8 法第97条の2第1項第4号の規定による大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理</p> <p>9 法第97条の2第1項第5号の規定による特定取消処分者の受験の申請の受理</p> <p>10 施行規則第28条に規定する運転免許試験成績証明書の交付</p> <p>11 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請及び法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請の受理</p> <p>12 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理</p> <p>13 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理</p>
--	--

に、

<p>「南三陸警察署 (本吉郡南三陸町志津川字新井田34番地166)」</p>	<p>に、</p> <p>1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>2 気仙沼警察署、南三陸警察署、若柳警察署、築館警察署、鳴子警察署、白石警察署、角田警察署及び亘理警察署を除く警察署」という。)の管轄区域に住所を有する者に対する法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理</p> <p>3 各警察署の管轄区域に住所を有する者に対する法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による免許証の返納の受理</p>
---	--

を

<p>「 気仙沼警察署、南三陸警察署、若柳警察署、柴館警察署、鳴子警察署、白石警察署、角田警察署及び亘理警察署を除く警察署</p>	<p>1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理 2 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理（ただし、全ての免許の取消しの申請に限る。） 3 各警察署の管轄区域に住所を有する者に対する法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理</p>
---	--

に改める。
第30条第1項の表中

<p>「</p>	<p>2 法第97条の2第1項第2号に規定する卒業証明書又は修了証明書を有する者の当該卒業証明書に係る運転免許試験（中国語及び英語の運転免許試験を含む。以下同じ。）又は当該修了証明書に係る仮免許試験</p>
----------	---

<p>「</p>	<p>2 法第97条の2第1項第2号に規定する卒業証明書又は修了証明書を有する者の当該卒業証明書に係る運転免許試験又は当該修了証明書に係る仮免許試験</p>
----------	--

<p>「</p>	<p>2 施行規則第18条の5に規定する限定解除の審査</p>
----------	---------------------------------

<p>「 4 気仙沼警察署</p>	<p>2 施行規則第18条の5に規定する限定解除の審査（技能審査が必要な場合に限る。）</p>
-------------------	---

に改める。
第31条第2項中「第97条の2第2項」を「第97条の2第3項」に改める。
第33条第2項中「第102条第1項から第3項まで」を「第102条第1項から第4項まで」に改める。
第33条の3中「及び第107条の10第1項の規定による国外運転免許証の返納は、様式第31号の運転

免許証返納届」を「にあっては様式第31号の運転免許証返納届を、第107条の10第1項の規定による国外運転免許証の返納にあっては様式第32号の国外運転免許証返納届」に改める。
第34条第1項中「から第4号まで、第6号、第7号、第10号及び第15号から第17号」を「、第3号、第4号、第7号及び第12号から第14号」に、「第5号及び第18号」を「第2号及び第16号」に、「第8号、第9号及び第11号から第14号まで」を「第5号、第6号、第8号から第11号まで及び第15号」に改め、同項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号から第17号までを3号ずつ繰り上げ、同項第18号中「自転車の運転による交通の危険を防止するための」を「若年運転者」に改め、同号を同項第15号とし、同項に次の1号を加える。
(16) 施行規則第38条第15項に規定する自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

第34条第2項の表中

<p>「</p>	<table border="1"> <tr> <td>13 高齢者講習</td> </tr> <tr> <td>14 チャレンジ講習</td> </tr> <tr> <td>15 簡易講習</td> </tr> <tr> <td>16 シニア運転者講習</td> </tr> </table>	13 高齢者講習	14 チャレンジ講習	15 簡易講習	16 シニア運転者講習
13 高齢者講習					
14 チャレンジ講習					
15 簡易講習					
16 シニア運転者講習					
<p>公安委員会が指定した指定講習機関</p>	<table border="1"> <tr> <td>1 取消処分者講習</td> </tr> <tr> <td>2 初心運転者講習</td> </tr> </table>	1 取消処分者講習	2 初心運転者講習		
1 取消処分者講習					
2 初心運転者講習					

<p>「</p>	<table border="1"> <tr> <td>13 高齢者講習</td> </tr> <tr> <td>1 取消処分者講習</td> </tr> <tr> <td>2 初心運転者講習</td> </tr> <tr> <td>3 若年運転者講習</td> </tr> </table>	13 高齢者講習	1 取消処分者講習	2 初心運転者講習	3 若年運転者講習
13 高齢者講習					
1 取消処分者講習					
2 初心運転者講習					
3 若年運転者講習					

に改める。
第37条の2の見出し中「運転免許取得者教育機関」を「運転免許取得者等教育機関」に改め、同条中「運転免許取得者教育の認定に関する規則」を「運転免許取得者等教育の認定に関する規則」に、「認定規則」を「認定教育規則」に改め、「届出」の次に「を行う場合」を加え第38条から第41条までを次のように改める。
(運転免許取得者等検査機関の認定申請等の手続)

第38条 法第108条の32の3第1項の認定を受けようとする者が運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）第6条第1項に規定する事項を記載した申請書及び同条第2項に規定する添付書類の提出並びに認定検査規則第8条第1項の規定による届出を行う場合は、運転免許課長を経由して公安委員会に行わなければならない

い。
(特例教習実施施設の指定申請等の手続)

第39条 令第32条の7第2号、第32条の8第2号又は第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項若しくは第10項の規定による指定を受けようとする届出自動車教習所を設置し、又は管理する者が大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第4号。以下「特例教習規則」という。)第2条第1項の申請書及び同条第2項に規定する添付書類の提出並びに特例教習規則第4条の規定による届出を行う場合は、運転免許課長を経由して公安委員会に行わなければならない。
第40条及び第41条 削除
様式第32号を次のように改める。

様式第32号(第33条の3関係)

国外運転免許証返納届

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住所

氏名

返納	交付公安委員会	宮 城 県 ・ () 公 安 委 員 会
免 許 証	免 許 証 番 号	- -
許 証	発 給 年 月 日	年 月 日
証	免 許 の 範 囲	A B C D E
返納の理由	<p>該当する番号に○をつけてください。</p> <p>1 国外運転免許証の有効期間が満了・失効したため。 (道路交通法第107条の10第1項)</p> <p>2 有効期間前であるが、以後使用しないため。 ※その後に必要になった場合は、新規に申請することになります。</p>	
備考		

(七) 吉見キミヨの相続人 住所及び常居所不明

様式第33号を次のように改める。

様式第33号 削除

様式第34号を次のように改める。

様式第34号 削除

様式第35号を次のように改める。

様式第35号 削除

様式第36号を次のように改める。

様式第36号 削除

様式第37号を次のように改める。

様式第37号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年5月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の宮城県道路路交通規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の宮城県道路路交通規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第4号

一般国道113号福岡蔵本2号事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により通知すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けたい。

令和4年5月10日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 通知すべき書類

令和4年4月28日付け宮収号外通知文

令和4年4月22日付け更正決定書

2 送達を受けるべき者

丹野丹宮 住所及び常居所不明

ただし、判明した最後の本籍地 北海道常呂郡訓子府町開盛番外地